

事業主の皆さまへ（従業員50人未満）

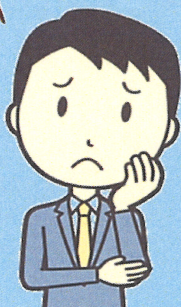
?

元気のない従業員
がいるのだけれど
どう声をかけたら
いいのかな？

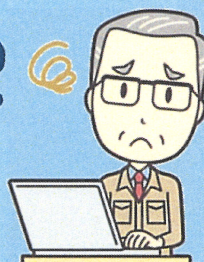
健康管理って
どうすればいいの？

病気で休んでいた人が
復職したいと言うけれど
大丈夫なのかなあ？

うちの事業場、
腰痛のある人
が多いんです。



?

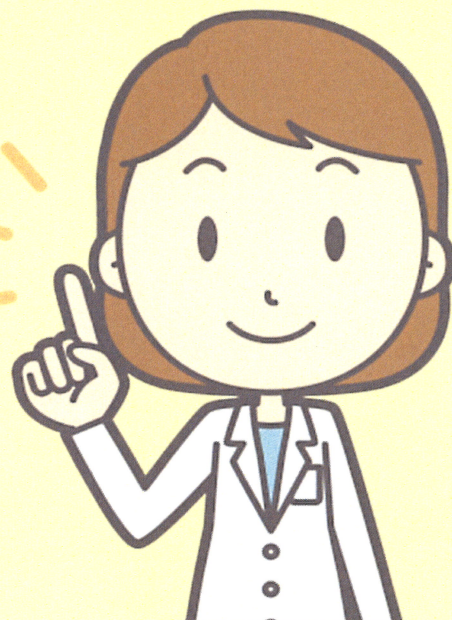


病院に行きたがらな
い従業員がいて心配
です。

保健師が事業場に訪問します！

従業員が『元気に長く働く』職場づくりのお手伝い

- ❖ 健康相談（心配事・メンタルヘルスを含む）
- ❖ 保健指導（健康診断後の相談・支援）
- ❖ 健康に関する講話
- ❖ 職場巡視および職場改善に関する支援
- ❖ 治療と仕事の両立に関する支援



職場づくりのお手伝いは無料です。

お問い合わせ・ご相談はこちら

各地域産業保健センター（連絡先一覧は裏面）

または

独立行政法人労働者健康安全機構

千葉産業保健総合支援センター

〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-8日進センタービル8F

TEL : 043-202-3639

千葉産保

検索



<https://www.chibas.johas.go.jp>



() 地域産業保健センター行

保健師による健康相談等(個別訪問)利用申込書

事業場	事業場名	
	所在地	〒
	労働者数	(男: 人) (女: 人) (計: 人)
	事業内容	(主な業種)
	代表者	職名: 氏名:
	担当者	職名: 氏名:
電話: FAX:		
E-mail:		
※企業の情報 (本支店等がある場合 企業全体の情報)		企業名: 労働者数: 人 産業医数:(人) うち 総括産業医 (有・無)
相談内容 (希望するものに○)		1 健康相談(心配事・メンタルヘルスを含む) (対象者 名) 2 保健指導(健康診断後の相談・支援) (対象者 名) 3 健康に関する講話(上記1、2終了後) (対象者 名) 4 職場巡視および職場改善に関する支援 (対象者 名) 5 治療と仕事の両立に関する支援 (対象者 名) 6 その他() (対象者 名)
定期健康診断月		月
その他連絡事項等		

※ 労働者数50人未満の小規模事業場を優先しておりますので、本社等で産業医を選任されている場合は、企業内での対応をお願いする場合があります。総括産業医がいる企業の小規模事業場は支援対象外といたします。
(「総括産業医」とは企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のこと)

※ 相談対応・保健指導等は、平日の9時から16時の間で、貴事業場で行います。

※ 医師による健康診断後の意見聴取ではありませんのでご注意ください。

※ 相談内容によっては、対応できない場合もございますので、ご了承ください。

※ 本用紙に記載された個人情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

* 下記事項をご確認いただき、チェックをしてください。

- 1 事業場は50人未満です。
- 2 本事業の健康相談等は治療目的ではないことを理解しています。
- 3 本事業について必要な個人情報の提供について同意します。
- 4 上記に相違ありません。

チェック欄	
はい	いいえ
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

チェックは必ず入れてください。

地域産業保健センター	TEL	FAX	地域産業保健センター	TEL	FAX
千葉市	043-242-1220	043-242-1352	船橋市	047-424-9322	047-424-9310
東葛北部	080-9370-2053	04-7147-1711	銚子海匝	0479-22-5603	0479-22-5603
安房	0470-22-4036	0470-22-4036	君津木更津	0438-22-6206 080-9370-2056	0438-22-6206
市原市	0436-24-5599	0436-23-3080	印旛香取	0476-27-0331	0476-27-0331
山武長生夷隅	0475-55-4136	0475-55-4136			